

伊豆の国市墓地等の経営の許可等に関する規則

制定 平成17年4月1日規則第75号

改正 平成21年1月8日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による経営の許可等の申請の申請の手続、当該経営の許可等に係る墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所及び構造設備の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の許可の申請)

第2条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者は、様式第1号による墓地等経営許可申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類（申請者が地方公共団体である場合に限る。）
- (2) 規則又は定款の写し及び登記事項証明書並びに許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類（申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合に限る。）
- (3) 墓地等の位置図及び付近の略図
- (4) 墓地等の敷地の登記事項証明書、公図の写し及び求積図
- (5) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (6) 収支予算書その他の墓地等の経営に関する書類
- (7) 墓地の区域及び施設等の配置を明らかにした平面図（墓地に係る申請に限る。）
- (8) 納骨堂及び火葬場の敷地及び建物の平面図並びに構造設備を明らかにした図面（納骨堂及び火葬場に係る申請に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(墓地等の変更の許可の申請)

第3条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更の許可を受けようとする者は、様式第2号による墓地等変更許可申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第6号までに掲げる書類及び図面

- (2) 変更の内容を明らかにした図面
- (3) 改葬済であることを証する書類（改葬を必要とする場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（墓地等の廃止の許可の申請）

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、様式第3号による墓地等廃止許可申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号から第3号までに掲げる書類及び図面
- (2) 墓地等の敷地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 改葬済であることを証する書類（墓地及び納骨堂に係る申請に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（みなし許可の届出）

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、その墓地又は火葬場を経営する者は、速やかに、様式第4号によるみなし許可届に都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定による認可若しくは承認又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による事業計画の認可を受けたことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（墓地の設置場所）

第6条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。
- (2) 地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。
（墓地の構造設備）

第7条 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。ただし、構造設備が特殊であり必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。ただし、公衆

衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(4) 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。

2 敷地面積が5ヘクタール以上の墓地（墓地を拡張する場合において、既存の部分の面積に拡張する部分の面積を加えて5ヘクタール以上となるときは、その拡張する部分に限る。）は、前項に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

(1) 墳墓の面積の総計は、墓地の全域面積の3分の1以下であること。

(2) 墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には緑地が適正に配置されていること。

(3) 墳墓1区画当たりの面積は、3平方メートル以上であること。

（納骨堂の構造設備）

第8条 納骨堂の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 耐火構造であること。

(2) 換気設備が設けられていること。

(3) 施錠設備が設けられていること。

(4) 礼拝に必要な施設、管理事務所、休憩所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。

（火葬場の設置場所）

第9条 火葬場の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。

(2) 地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。

（火葬場の構造設備）

第10条 火葬場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 火葬場の境界には、周辺の景観と調和した垣根等が設けられていること。

(2) 火葬炉は、防臭及び防じんについて十分な能力を有するものであること。

(3) 霊安所及び残灰庫が設けられていること。

(4) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合所、便所及び駐車場が設けられていること。

(墓地の工事完了の届出等)

第11条 墓地の経営又は変更の許可を受けた者は、墓地の新設又は変更の工事が完了したときは、様式第5号による墓地工事完了届を市長に提出して、その検査を受けなければならない。

2 墓地の経営又は変更の許可を受けた者は、前項の検査を受け、その構造設備が第7条の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、その墓地を使用してはならない。

(住所等の変更の届出)

第12条 墓地等を経営する者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、様式第6号による住所等変更届により市長に提出しなければならない。

(1) 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

(2) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(3) 墓地等の名称

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊豆長岡町墓地、埋葬等に関する規則(平成11年伊豆長岡町規則第7号)、韮山町墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務取扱に関する規則(平成11年韮山町規則第7号)又は墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成11年大仁町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地灯の設置場所及び構造設備については、それらを変更する場合を除き、第6条から第10条までの規定は、適用しない。

附 則(平成21年1月8日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

墓地等経営許可申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 へ

住 所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕
申請者 氏 名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕 ㊟
電話番号 ()

墓地
次のとおり 納骨堂 の経営の許可を受けたいので、伊豆の国市墓地等の経営
火葬場
の許可等に関する規則第2条の規定により申請します。

墓地等の名称

管理事務所の所在地

墓地等の構造設備
及び所在地・面積等 別紙 1
2 のとおり
3

管理の方法

申請の理由

墓地工事着手予定年月日 年 月 日

墓地工事完了予定年月日 年 月 日

（注）墓地等の構造設備及び所在地・面積等の欄は、墓地は別紙1、納骨堂は別紙2、火葬場は別紙3とすること。

別紙 1

(墓地の場合)

構造設備	項目	内容			
	境界の垣根等の種類				
	墓参のための通路の状況	通路敷きの材料		幅員	
	ごみ処理設備の種類及び位置				
	給水設備の位置				
	排水溝の構造				
	管理事務所の位置				
	便所の位置				
	駐車場の位置				
所在地・面積等	所在地	地目	地積	実測面積	所有者の氏名
			m ²	m ²	
	合計(A)		m ²	m ²	
	墳墓の面積の総計(B)			m ²	
	墓所率(B/A)			%	
	墳墓の区画数		区画		
	墓地の種類		死体埋葬・焼骨埋蔵・併用		

(注) 墓地の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

別紙 2

(納骨堂の場合)

構造設備	項 目		内 容				
	施設の耐火構造の種類						
	施設の換気設備の種類						
	施設出入口の施設設備の種類						
	礼拝に必要な施設の位置						
	管理事務所の位置						
	休憩所の位置						
	便所の位置						
	駐車場の位置						
所在地・面積等	所在地	地目	地積	実測面積	所有者の氏名		
			m ²	m ²			
	合 計			m ²	m ²		
	建 築 構 造			造 階建て			
	建 築 面 積			m ²			
	延 べ 床 面 積			m ²			
	焼 骨 の 収 蔵 数			体			

別紙 3

(火葬場の場合)

構造設備	項 目		内 容			
	境界の垣根等の種類					
	火葬炉の排ガス処理の方法					
	霊安所の位置					
	残灰庫の位置					
	管理事務所の位置					
	待合所の位置					
	便所の位置					
	駐車場の位置					
所在地・面積等	所在地		地目	地積	実測面積	所有者の氏名
				m ²	m ²	
	合 計			m ²	m ²	
	建 築 構 造		造 階建て			
	建 築 面 積			m ²	延べ床面積	m ²
	火 葬 炉 の 数		基			
	炉 の 形 式					
燃 料 の 種 類						

様式第2号（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

墓地等変更許可申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 あて

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
申請者 氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] ㊞
電話番号 ()

墓地の区域
次のとおり 納骨堂の施設 の変更の許可を受けたいので、伊豆の国市墓地等
火葬場の施設
の経営の許可等に関する規則第3条の規定により申請します。

墓地等の名称	
管理事務所の所在地	
墓地等の構造設備及び 所在地・面積等	別紙 1 2 のとおり 3
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
管理の方法	
変更の理由	
墓地工事着手予定年月日	年 月 日
墓地工事完了予定年月日	年 月 日

(注)

- 1 墓地等の構造設備及び所在地・面積等の欄は、墓地は別紙1、納骨堂は別紙2、火葬場は別紙3とすること。
- 2 許可年月日及び番号の欄は、法第11条の規定により墓地又は火葬場の経営の許可があったものとみなされる場合又は法第26条の規定により墓地等の経営の許可があったものとみなされる場合には空欄とすること。

別紙 1

(墓地の場合)

	項 目		内 容				
	構 造 設 備	境界の垣根等の種類					
墓参のための通路の状況		通路敷きの材料		幅員			
ごみ処理設備の種類及び位置							
給水設備の位置							
排水溝の構造							
管理事務所の位置							
便所の位置							
駐車場の位置							
所 在 地 ・ 面 積 等		所在地	地目	地 積 (実測面積)			
			変更前	増 加	減 少	変更後	
			m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	合 計(A)		m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	墳墓の面積の総計(B)		m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	墓 所 率(B/A)		%	%	%	%	
	墳 墓 の 区 画 数		区画	区画	区画	区画	
墓 地 の 種 類		死体埋葬・焼骨埋蔵・併用					

(注) 墓地の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

別紙 2

(納骨堂の場合)

構 造 設 備	項 目		内 容					
	施設の耐火構造の種 類							
	施設の換気設備の種 類							
	施設出入口の施錠設 備 の 種 類							
	礼拝に必要な施設の位 置							
	管理事務所の位置							
	休憩所の位置							
	便所の位置							
駐車場の位置								
所 在 地	所在地		地目	地 積 (実測面積)			所有者の 氏名	
				変更前	増加	減少		変更後
				m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	合 計			m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
面 積 等	建 築 構 造	変更前	造 階建て		変更後	造 階建て		
		変 更 前	増 加	減 少	変 更 後			
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²			
	延 べ 床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²			
	焼骨の収蔵数	体	体	体	体			

別紙 3

(火葬場の場合)

項 目		内 容					
構 造 設 備	境界の垣根等の種類						
	火葬炉の排ガス処理 の 方 法						
	霊安所の位置						
	残灰庫の位置						
	管理事務所の位置						
	待合所の位置						
	便所の位置						
	駐車場の位置						
所 在 地	所在地	地目	地 積 (実測面積)				所有者の 氏名
			変更前 m ² ()	増 加 m ² ()	減 少 m ² ()	変更後 m ² ()	
	合 計		m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
面 積 等	建築構造	変更前	造 階建て		変更後	造 階建て	
		変 更 前	増 加	減 少	変 更 後		
	建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²		
	火葬炉の数	基	基	基	基		
	炉の形式	変更前			変更後		
燃料の種類	変更前			変更後			

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 へ

住所 [法人にあっては、その主たる事務所の所在地]
 申請者氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] ㊟
 電話番号 ()

墓地
 次のとおり 納骨堂 火葬場 の廃止の許可を受けたいので、伊豆の国市墓地等の経営
 の許可等に関する規則第4条の規定により申請します。

墓地等の名称				
所在地	所在地	地目	地積	所有者の氏名
			m ²	
	合計		m ²	
面積等	建築構造	造 階建て		
	建築面積	m ²		
	延べ床面積	m ²		
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号		
廃止の理由				
改葬の内容				

(注) 許可年月日及び番号の欄は、法第11条の規定により墓地又は火葬場の経営の許可があったものとみなされる場合又は法第26条の規定により墓地等の経営の許可があったものとみなされる場合には空欄とすること。

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

みなし許可届

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 あて

住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
申請者 氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊟
電話番号 ()

次のとおり 都市計画事業 により 墓地 火葬場 を 新設 変更 廃止 するので、伊豆の国市墓地等の経営の許可等に関する規則第5条の規定により届け出ます。

墓地又は火葬場の名称	
墓地又は火葬場の所在地	
事業の名称	
事業の概要	

様式第5号（第11条第1項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

墓地工事完了届

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 へ

住 所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
申請者 氏 名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
電話番号 ()

次のとおり墓地の工事が完了したので、伊豆の国市墓地等の経営の許可等に関する規則第11条第1項の規定により届け出ます。

許可の区分	経 営 ・ 変 更
墓地の名称	
墓地の所在地	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
墓地工事着手年月日	年 月 日
墓地工事完了年月日	年 月 日
施工業者名	

(注) 許可の区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

様式第6号（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

住所等変更届

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 へ

住 所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕
申請者 氏 名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕 ④
電話番号 ()

次のとおり住所等を変更したので、伊豆の国市墓地等の経営の許可等に関する規則第12条の規定により届け出ます。

墓 地 等 の 名 称		
墓 地 等 の 所 在 地		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

(注) 許可年月日及び番号の欄は、法第11条の規定により墓地又は火葬場の経営の許可があったものとみなされる場合又は法第26条の規定により墓地等の経営の許可があったものとみなされる場合には空欄とすること。